



新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

緊急事態措置に伴う市民の皆さんへのお願い

期間：令和2年4月7日～5月6日



これ以上の感染拡大を防ぐため、外出しないでください

生活必需品の買い出し、医療機関への通院、散歩・ジョギングなどは制限しません。

諸外国で行われている「ロックダウン(都市封鎖)」にはなりません

不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は控えてください。また、食料・医薬品や日用品について、過度の買いだめや買い急ぎは控えてください。

テレワークの活用など、可能な限り在宅で勤務してください

家庭での保育や介護などが可能な方は、できるだけ保育所や介護施設などの利用を控えてください。職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤などにご協力をお願いします。

特に、「夜間の繁華街への外出の自粛」をお願いします

感染拡大を防ぐためには、集団(クラスター)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの条件(①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面)が重なる場合は避けてください。

市役所では、5月6日まで職員の交代制勤務を実施しています

市役所内での感染拡大を防止し、市役所業務の継続性を確保するため、4月17日～5月6日までの間、一部の職場を除き、職員を2班体制とし、交代制で業務を行なっています。

※ただし、これまでどおり、土・日曜日、祝日は閉庁とさせていただきます。

市民の皆さまへお願い

- ▶お急ぎでない場合、市役所・各出張所への来庁は、できるかぎり控えていただくようお願いします。
 - ▶郵送できる手続きもありますので、まずは電話でご確認ください。
 - ▶来庁が必要な場合においても、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染予防にご協力をお願いします。
- 窓口での待ち時間が長くなったり、処理に時間や日数がかかるなど、ご不便やご迷惑をおかけすることがございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。



不安なときの相談窓口連絡先

次の症状がある方は「新型コロナ受診相談センター」へ

- ・風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日以上続いている(高齢者・妊婦・基礎疾患がある方は2日程度)。
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。

新型コロナ受診相談センター

(帰国者・接触者相談センター)

☎ 06-7166-9911

FAX 06-6944-7579

(終日相談可能)

緊急事態措置の疑問や不安は「大阪府緊急事態措置コールセンター」へ

☎ 06-4397-3299

【受付時間】平日9時～18時



大阪府
ウェブサイト

休業要請の影響で売上げが減少した事業者の方は「休業要請支援金相談コールセンター」へ

☎ 06-6210-9525

【受付時間】土日祝を含む毎日9時～19時

市の相談窓口【受付時間】平日8時45分～17時15分

- ①特別定額給付金について
企画調整課 ☎ 971-1000
- ②中小企業・個人事業主に対する支援などについて
産業振興課 ☎ 972-1554
- ③その他健康に関すること
健康福祉課 ☎ 973-5516
- ④上記以外の対策について
危機管理課 ☎ 972-1529

①・②についての具体的な給付方法は、現在、国および府において検討中のため、詳細が決定され次第、市ウェブサイトなどでお知らせします。

市内の「施設臨時休館」や「行事中止」のお知らせ

5月6日まで、市内の公共施設などの臨時休館や使用制限、また市主催行事の中止または延期などが決定しています。※今後の状況により、期間の延長を行う場合があります。

最新の状況は、柏原市ウェブサイトやFacebookで随時お知らせします。このほか重要なお知らせは公共施設に掲示するなどしています。



▲施設臨時休館
および行事中止
のお知らせ



▲柏原市
Facebook

お願い

市立柏原病院に入院されている方への面会禁止にご協力を

市立柏原病院では大阪府や藤井寺保健所と連携を行い、万全を期して対応しています。その一環として、当面の間、入院患者さんへの面会は原則禁止とし、院内で実施するイベントなども中止としています。

ご来院の際は、発熱の有無の確認、手洗い・手指消毒、マスクの着用のご協力をお願いします。

▶問合せ 市立柏原病院 ☎ 972-0885

金銭面などでご心配な方の相談窓口

Q 休業などで納税が難しくなった

A 次のケースに当てはまる場合は猶予制度がありますので、納税課へ相談ください。

対象となる
ケース

- ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
- ・納税者ご本人、または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合 など

▶猶予期間 原則1年間 ※猶予期間中の延滞金の全額または一部が免除。減免ではありません。

▶申請書類 対象となるケースごとに必要な書類が異なります。まずは電話でご相談ください。

▶問合せ 納税課納税係 ☎ 972-1537

■納税猶予の特例制度（案）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、現在国において市税などの徴収猶予の特例制度（案）により税制上の措置を講ずることが決定しています。

対象となる方は、事業などに係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少し、かつ市税などを一時に納付し、または納入を行うことが困難と認められる納税者および特別徴収義務者です。

申請手続きなど詳しい内容は、市ウェブサイトまたは納税課（☎ 972-1537）までお問い合わせください。

Q 売り上げや給与の資金繰りのことで支援を受けたい・相談したい

A 中小企業向けにさまざまな支援制度や相談窓口があります

詳しくは右の2次元コード、または市ウェブサイトの緊急アナウンス内「【中小企業向け】新型コロナウイルスにより影響を受けている皆様へ」をご確認ください。



デリバリーまたはテイクアウトサービスでエールを送ろう！！



◀「#柏原エール飯」の賛同店舗一覧は、こちらの市ウェブサイトからご覧いただけます。



◀デリバリーおよびテイクアウトサービスをしている事業者を募集しています。申込書は、窓口で配布または市ウェブサイトからダウンロードできます。

問合せ 産業振興課 ☎ 972-1554

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺に注意！

大阪府内では新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺の電話がかかってくる可能性があります。下のような電話があれば一度電話を切り、家族や警察などに相談・確認をしてください。

○自治体職員をかたり「新型コロナウイルスの関係で高齢者の方に支援金が支給されます」

○電力会社をかたり「コロナの緊急対策で電話料金が無料になるので、書類に判子をください」

○業者をかたり「コロナウイルスが下水管に付いている。洗浄などに数万円かかります」 など